

朝日町立朝日中学校

い じ め 防 止 基 本 方 針

1 はじめに

本校では、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、国の基本方針又は地域基本方針に基づいて、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

① 目標

「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、いじめを生まない環境づくりやいじめの早期発見、いじめに対する適切な対応について具体的な取組を明確に示し、学校教育活動全体を通じて体系的・計画的に行い、いじめのない学校を目指す。

② いじめの防止に関する基本的な考え方

ア いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むことができるよう、関係者が一体となった継続的な取組を大切にする。学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、全ての生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくり等、「居場所づくり」を進めるとともに、生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、自己有用感を感じられる「絆づくり」を進める。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目の届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いから行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても軽視することなく、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに対する適切な対処

いじめを確認した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備に努める。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。このようなとき、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての子供に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての子供がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子供が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子供の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係※¹にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響※²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1… 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2… 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- ② 全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ⑦ いじめの問題への取組の重要性について町全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 学校や学校の設置者※は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

※…公立学校の場合、学校を設置・管理する教育委員会である。(以下同様)

(3) いじめへの対処

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、私立学校主管部局等）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

5 具体的な取組

※「いじめ対応ハンドブック」・「いじめ事案初期対応」実践フローチャート（県教委）を活用する。

(1) いじめの未然防止

ア 道徳教育・体験活動の充実

- ・学校・学年目標や重点項目の下、全教職員が共通理解して道徳教育を推進する。
- ・互見授業を積極的に実施するなど、教員の資質向上に向け、校内研修に取り組む。
- ・他教科や学校行事との関連を明記した年間指導計画に基づいて、年間35時間の「特別の教科 道徳」の時間を確実に実施する。
- ・「特別の教科 道徳」の時間を実施した後は、成果や課題を簡潔にまとめたものや使用した補助プリント、略案等を蓄積し、次に生かす。
- ・学校の教育活動全体を通じて、道徳的実践の喜びが実感できるような体験活動を充実させる。（ボランティア活動等）

イ 規律正しい態度、コミュニケーション能力の育成

- ・生徒会活動を生かして、校内での挨拶運動、町内の「さわやか運動」等に積極的に取り組む。
- ・授業をはじめとした様々な教育活動において、規律ある行動ができるように全教職員が共通理解・実践する。
- ・「人の意見をしっかり聞く」「根拠を明確にして自分の意見を伝える」などに留意したコミュニケーション能力の育成に努める。

ウ 保護者・地域への啓発

- ・学年だよりをはじめ、ホームページや安心安全メール等を活用し、学校の情報を積極的に発信する。

- ・「地域に開かれた学校」を目指して、授業参観等を行い、学校行事を積極的に公開する。

(2) いじめの早期発見

ア 定期的な調査等の実施

- ・生徒全員に対する定期的な悩み調査と教育面談を実施し、生徒の立場に立って話を聴くことで、いろいろな情報を収集し、いじめの予防や早期発見に努める。
- ・いじめに関する定期的及び臨時的な調査を行う。その結果を受けて必要な面接・指導を丁寧に行うことで、いじめの予防や早期発見につなげる。

イ 相談体制の整備

- ・生徒が希望する教師等との面談を随時設定し、生徒が悩みを話しやすい体制を整える。
- ・保護者や生徒の希望があれば、カウンセリング指導員がコーディネーターとなりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談の機会を設定する。

(3) いじめへの対応

ア 再発防止のために

- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して、詳しい事実確認を早急に行った後に結果を知らせ、今後の対応について説明する。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら心のケアを最優先し、生徒・保護者の心に寄り添った対応をする。
- ・いじめに関わった生徒に対しては、いじめを絶対に許さないという立場から毅然とした態度で指導する。
- ・いじめに直接関わりのない生徒に対しても、いじめを絶対に許さないという立場をしっかりと認識させ、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう協力していくことを確認する。

イ 関係機関との適切な連携

- ・教育委員会等の関係機関と連携し、詳しく事実確認をするとともに、いじめを受けた生徒やその他の生徒に対する心のケアのため、適切な対応を検討する。

(4) 校内いじめ対策特別委員会

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、以下の構成員による「校内いじめ対策特別委員会」を設置する。

【校内いじめ対策特別委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、カウンセリング指導員、(S C、S S W)、(部活動主務者)、(関係職員)

- 生徒指導委員会で情報を検討し、必要に応じて委員会を開催し対応を協議する。
- 委員会は、その構成員の求めに応じて臨時的に開催することができる。
- 委員会では次の内容について協議し、対応を進めるものとする。
 - ・いじめ防止のための方策の検討
 - ・いじめを早期発見するための方策の検討
 - ・いじめ発生時の対応の検討
- 「いじめ対策特別委員会(第三者委員会)」との連携を図り、その助言を生かした取組を進める。

(5) いじめ対策特別委員会(第三者委員会)

- 重大事案(※1)が起きた時に、対応策を検討する組織として、以下の構成員による「いじめ対策特別委員会(第三者委員会)」を設置する。

【いじめ対策特別委員会(第三者委員会)】

学校運営協議会代表、後援会会長、P T A会長、P T A副会長代表、有識者、町教育委員会代表、スクールカウンセラー、校長、教頭、生徒指導主事、カウンセリング指導員

- 委員会はその構成員の求めに応じて臨時的に開催することを基本とする。
- 委員会では「校内いじめ対策特別委員会」からの報告を受け、委員それぞれの立場から助言を行う。

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害※¹が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席する※²ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1… 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

※2… 「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態への対処

いじめの重大事態については、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

